

優良木質建材等認証審査要領

1 趣旨

この要領は、優良木質建材等認証規程(HW-Y6001-2004)第21条の規定に基づき、優良木質建材の認証における審査の方法を定めるものである。

2 本要領の基本的活用方針

本要領に定める審査方法は、標準的なものとし、具体的な事案処理の段階で審査委員会における委員の専門的な知見と判断に基づく弾力的な活用を行うことができるものとする。

3 審査の観点

申請案件の審査は次の3点について行うものとする

- ①製品の品質に関する審査
- ②生産体制の品質に関する審査
- ③供給体制の品質に関する審査

4 審査の手順

審査は原則として次の手順で行うものとする。

- ①事務局審査：委員会審査の予備審査。申請書類の記載内容等についての書類審査
- ②工場実地調査：申請書記載事項との相違がないことの工場の現地確認
- ③委員会審査：①及び②の結果を踏まえた本審査

5 製品の品質に関する審査

製品の品質に関しては、以下の項目について申請書類の審査を行い、認定する性能区分を確定するものとする。

- ①樹種、薬剤等を含む製品の仕様が認証対象品目に該当していること
- ②品質安定度調査結果と品質性能試験・検査結果とが整合していること
- ③品質性能試験・検査結果が品質性能評価基準の該当試験・検査項目の判定基準を満足していること
- ④性能区分の確定

6. 生産体制の品質に関する審査

生産体制の品質に関しては、次の表の各項目について申請書類審査及び工場実地調査を通じて、申請品の品質を保ちつつ、安定的に生産できる体制を備えているかを審査するものとする。

表1

| 審査手段 | 審査項目 | 審査内容 |
|------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 申請書類審査 及び工場実地 調査 | 製造工程 | 適切な製造工程となっていること |
| | 製造設備、保管設備、検査 設備 | 適切な製造設備、保管設備、検査設 備が用意されていること |

| | | |
|--------|--------------|---|
| | 技術者配置 | 別表 1 に定める責任者、有資格者が配置されていること |
| | 製造技術基準 | 基準が適切に定められており、その基準に基づき製造が行われていること（基材・材料規格を含む） |
| | 品質管理基準 | 基準が適切に定められており、その基準に基づき製造が行われていること |
| 申請書類審査 | 外注委託契約 | 適切な委託契約がなされていること |
| 工場実地調査 | 作業環境 | 良好であること |
| | 品質管理関係書類保管状況 | 品質管理基準に基づき適切に保管されていること |

7. 供給体制の品質に関する審査

供給体制の品質に関しては、下記の項目について申請書類審査及び工場実地調査を通じて、申請品の製品品質を保ちつつ、安定的に供給できる体制を備えているかどうかを審査するものとする。

- ①製品検査の基準が適切に定められており、出荷に先立ちその基準に基づいて、製品検査が適切になされていること
- ②出荷管理が適切になされていること
- ③苦情処理の基準が適切に定められており、その基準に基づいて対応が行われていること
- ④製品への表示が、優良木質建材表示基準（HW-Y6005-2012）に適合していること

8. 工場実地調査

工場実地調査は原則として審査委員、事務局職員が実施する。ただし、指定試験・検査機関に調査を委託することもできるものとする。

9. 審査報告書

審査結果は、審査委員会報告書として取りまとめる。

| | | | |
|----|-------|-------|-------------|
| 制定 | 平成16年 | 6月15日 | 住木技発16第114号 |
| 改正 | 平成16年 | 11月1日 | 住木技発16第227号 |
| 改正 | 平成17年 | 12月1日 | 住木技発17第283号 |
| 改正 | 平成19年 | 5月17日 | 住木技発19第146号 |
| 改正 | 平成19年 | 6月11日 | 住木技発19第176号 |
| 改正 | 平成24年 | 4月20日 | 住木認発24第42号 |

別表1 責任者、有資格者配置

| 記号 | 対象品目名称 | 責任者、有資格者配置 |
|-----|-----------------------|--|
| A-1 | 高耐久性機械プレカット部材 | 選別技術者（2名以上） |
| A-2 | 高耐久性機械プレカット部材 －2 | 建築士（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） |
| A-3 | 高耐久性機械プレカット部材 －3 | 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 |
| A-4 | 乾燥処理機械プレカット部材 | |
| B-1 | 保存処理材 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） |
| B-2 | 保存処理材－2 | 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 |
| B-3 | 屋外製品部材 | |
| B-4 | 車両用木製防護柵部材 | |
| C-1 | 防腐・防蟻処理構造用集成材 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） |
| C-2 | 防腐・防蟻処理構造用集成材 －2 | 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） |
| C-3 | 防腐・防蟻処理構造用集成材 －3 | 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 |
| C-4 | 防腐・防蟻処理構造用集成材 －4 | 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が集成材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格を持つ接着剤製造業者の指導を受けることができる。 |
| C-5 | 防腐・防蟻処理構造用集成材 －5 | |
| D-1 | 防腐・防蟻処理合板等（接着剤混入） | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 |
| D-2 | 防腐・防蟻処理合板等（加圧注入・単板処理） | 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が合板等の製造を行わない場合はこの限りではない。また、接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格を持つ接着剤製造業者の指導を受けることができる。 |
| E-1 | モルタル下地用合板 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） |
| E-2 | たて継ぎ構造用合板 | 木材接着士（1名以上）ただし、接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格を持つ接着剤製造業者の指導を受けることができる。 |
| F-1 | 床用3層パネル | |
| F-2 | 構造用単板積層板 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） |
| F-3 | 構造用台形ラミナ集成材 | 木材接着士（1名以上）ただし、接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格を持つ接着剤製造業者の指導を受けることができる。 |
| F-4 | 床下地用台形ラミナ集成パネル | |
| F-5 | 2ピース積層柱材 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） 木材接着士（1名以上）ただし、接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格を持つ接着剤製造業者の指導を受けることができる。 |

| | | |
|-----|---------------|--|
| G-1 | 防腐・防蟻処理構造用パネル | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合を除く。 木材接着士（1名以上）ただし、接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格を持つ接着剤製造業者の指導を受けることができる。 |
| G-2 | 防腐・防蟻処理接着成形軸材 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合を除く。 木材接着士（1名以上）ただし、接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格を持つ接着剤製造業者の指導を受けることができる。 |
| H-1 | 接着成形造作用芯材 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） 木材接着士（1名以上）ただし、接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格を持つ接着剤製造業者の指導を受けることができる。 |
| H-2 | 型枠用成形板 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）（1名以上） |
| I-1 | 樹脂処理保存処理材 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） |
| I-2 | 樹脂処理屋外製品部材 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） |
| J-1 | 表層圧密フローリング | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）合格修了者（1名以上） |
| K-1 | 熱処理壁用製材 | 品質管理責任者又は格付け担当者（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修（住木センター主催）（1名以上） |
| X-1 | 足場板 | 選別技術者（2名以上） |